

仕 様 書

1. 件 名 消防用設備等点検（山形地方気象台）
2. 履 行 場 所 山形市緑町 1－5－77 山形地方気象台
3. 履 行 期 限 令和 8 年 3 月 3 1 日
4. 仕 様

- (1) 点検は「消防法」及び関係法令等の定めるところにより適正に行い、必要に応じ保守・修理（軽微なものに限る）その他の措置を講じるものとする。
- (2) 点検を行うにあたっては、関係者と十分協議して危害発生の防止を図るとともに当該点検に係る設備の概要・状態等を十分把握すること。
- (3) 点検項目及び時期は次のとおりとする。

自動火災報知設備、非常警報設備、消火器、誘導標識について点検を行うこと。
区分、分類等、数量は下表のとおり。

○ 外観、機能及び総合点検（9月）

○ 外観及び機能点検（3月）

区 分	分類等	数量
自動火災報知設備	受信機 P 型 2 級	1 面
	副受信機	1 面
	差動式スポット型感知器	27個
	定温式スポット型感知器	10個
	煙感知器	8個
	P 型 2 級発信機	2個
	予備電源 蓄電池	1組
非常警報設備	音響装置	3組
	表示灯	2灯
消火器	粉末消火器 蓄圧式	13本
誘導標識	誘導標識	11枚

- (4) 点検終了後は、電源電圧の確認、スイッチ類の位置・収納状態等を再度確認することにより必ず元の状態に復元しておくこと。
- (5) 突発的事故及び障害発生により、設備の運用に支障が生じた場合は、速やかに点検し整備復旧を図るものとする。
但し、復旧に係る費用は、誠実な点検をもって防ぎ得なかったものと認める場合は別途考慮するものとする。
- (6) その他、仕様に明記のないもので当然必要なものは請負者にて行い、疑義を生じた場合は係員と協議のうえその指示による。

5. 監 督 発注者が任命する監督職員により、本仕様書等の内容に適合するか否かについて、監督を行う。
6. 検 査 発注者は、給付確認のため、発注者が任命する検査職員により検査を実施する。
7. 検 査 の 時 期 給付の終了した旨の通知を受けた日から10日以内。
8. 代 金 支 払 等 1 回払
検査終了後、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
9. そ の 他 (1) 本業務は本仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」（最新版）及び関係諸法規によること。
(2) 作業にあたっては、事前に実施日時について係官の承認を得ること。
(3) この業務に要する各種表示ランプ、各種ヒューズ、ビス、ナット、ネジ類等軽微な消耗品は請負者の負担とする。
(4) 点検にあたっては消防設備点検資格者に点検させ、作業員の住所・氏名・資格等を書面をもって通知すること。
また、法令上の一切の手続きは請負者において行うこと。
(前回消防署提出：令和5年度)
(5) 作業終了後、報告書（1部）を係官に提出すること。

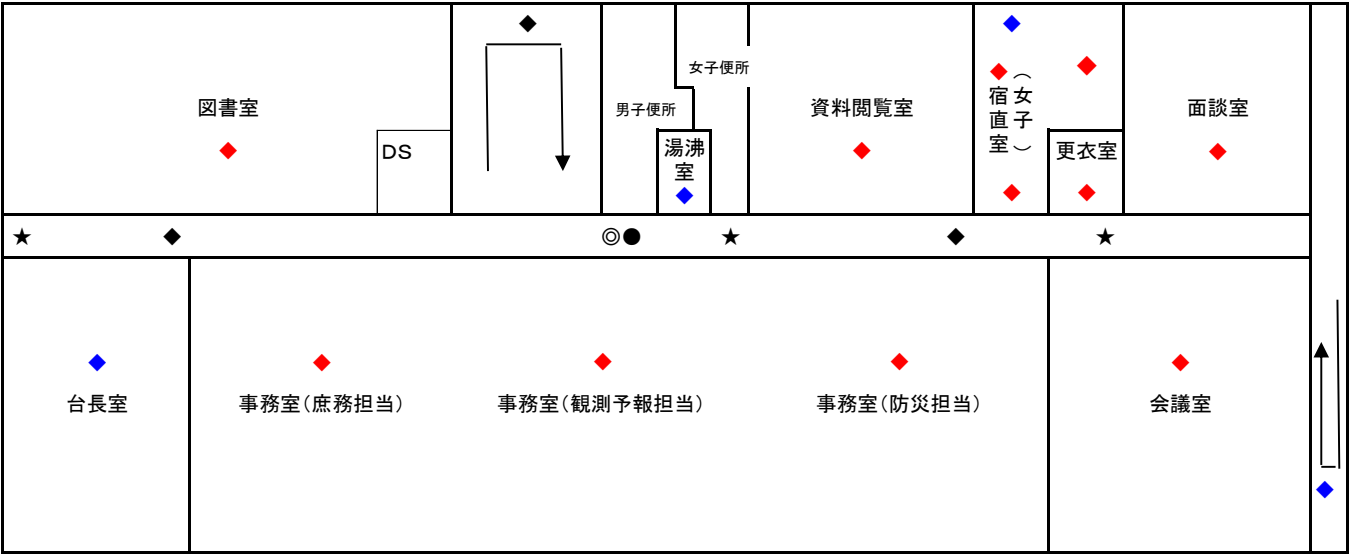
消防設備等配置図

- 音響装置 3個
- ◎ 発信機 2個

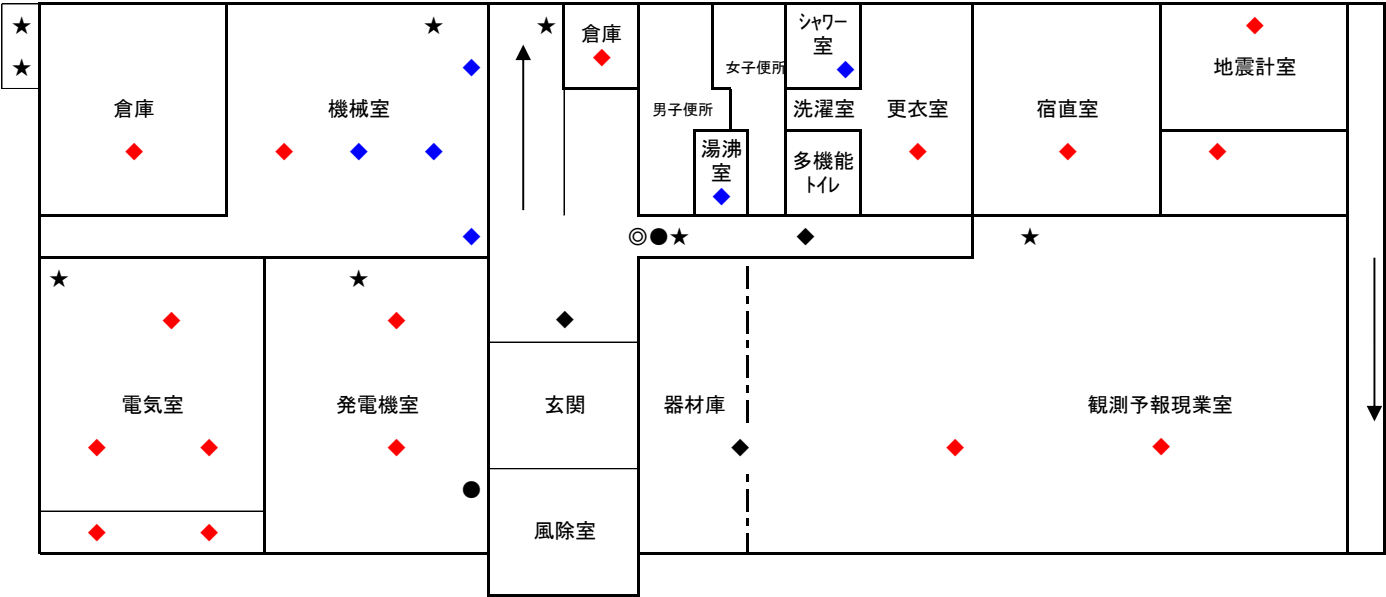
	1階	2階	階段・PH
◆ 差動式(スポット型)	16個	11個	
◆ 定温(スポット型)	6個	3個	1個
◆ 煙式(光電式非蓄積)	4個	2個	2個

★ 粉末消火器	
庁舎内	11本
庁舎西側車庫内	1本
庁舎東側物置内	1本

(PH、階段:屋上部配置図省略)



山形地方気象台 2F平面図



山形地方気象台 1F平面図